

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の育児休業等に関する規則

（平成十九年三月三十日
規則第四号）

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）及び蒲郡市幸田町衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第八号）の規定に基づき、育児休業等に関する事項を定めるものとする。

（準用規定）

第二条 育児休業等に関する必要な事項は、蒲郡市職員の育児休業等に関する規則（平成四年蒲郡市規則第八号。以下「蒲郡市規則」という。）の規定を準用する。

（読替規定）

第三条 蒲郡市規則中（ただし、第二条の規定を除く。）、「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の育児休業等に関する規則（平成四年蒲郡市幸田町衛生組合職員規則第一号）は、廃止する。